

平成30年度第1回羽幌町港湾審議会 会議録

- 1 日時 平成30年7月19日（木）14：00～14：20
- 2 場所 羽幌町役場2階 幹部会議室
- 3 出席者 委員：江野英嗣（委員長職務代理者）、蝦名 修、高木 俊和
顧問：留萌海上保安部長、留萌開発建設部築港課長（代理）、
留萌港湾事務所長（代理）、留萌建設管理部羽幌出張所長
町 長：羽幌町長、建設課長、管理係長

4 会議録 次のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>本日は、委員の皆さまには大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより平成30年度第1回羽幌町港湾審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、任期途中ではありますが、顧問であります留萌海上保安部部長が4月に異動となりましたので、新たに着任しました小森達雄様に委嘱状を交付いたします。</p>
町長	委嘱状交付
事務局	続いて、町長よりご挨拶を申し上げます。
町長	<p>本日は、お忙しい中、皆様には、日頃より町行政に対しまして、様々な面で深いご理解とご協力をいただいていることを御礼申し上げます。</p> <p>さらに、港湾審議会の委員・顧問としてご就任いただいていることにも感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>羽幌港については、静穏度対策を優先して事業を行ってきておりまして、昨年度の事業内容の報告と今後の整備内容について担当課より説明をいたしますが、今後につきましても、皆様のご意見をいただきながら、要請活動を行ってまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>以上簡単ですが、挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>本日の審議会ですが、当初ご案内申し上げた日程において、半数以上の委員の出席が見込めなかったため、本日に変更することになり、委員及び顧問の皆様方にはご迷惑をおかけいたしましたことを、この場をお借りしてお詫び申し上げます。</p> <p>なお、今委員長につきましては、急遽、他の公務（会議）のため欠席となりました。そのため、議事の進行につきましては、職務代理者である江野委員様にお願いいたします。</p>

江野職務 代理者	<p>それではこれより審議に入りたいと思います。 今後の港湾整備計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お配りしています資料により、羽幌港の国直轄港湾整備について説明させていただきます。</p> <p>まず、(1)平成29年度の実績についてですが、1点目、船揚場(南)、図面の(A)の場所になりますが、斜路舗装工40m、滑り材等の付属工一式で、事業額63,000千円、国負担額42,000千円、地方(羽幌町)負担額が1/3の21,000千円となっており、平成29年度で完成しております。</p> <p>2点目、防波堤(波除)ですが、平成29年度で完成しております、第2中央岸壁(50m)、図面の(B)の部分と、図面(C)の部分の内港防波堤、本体等ブロック製作一式で、前年度からの繰越分も含め、事業額164,780千円、国負担額140,063千円、地方(羽幌町)負担額が15%の24,717千円です。</p> <p>前年度からの繰越分も含めた平成29年度の事業費総額は227,780千円、国負担総額182,063千円、地方(羽幌町)負担総額が45,717千円となっております。</p> <p>なお、完成箇所につきましては、写真を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>次に、(2)平成30年度の当初計画についてですが、防波堤(波除)の前年度からの継続事業で、内港防波堤の撤去工一式、基礎工、被覆・根固工、事業費総額は200,000千円、国負担総額170,000千円、地方(羽幌町)負担総額は15%の30,000千円となっております。</p> <p>最後に、(3)平成31年度以降の予定箇所についてですが、港の静穏度の状況をみながら、引き続き、防波堤(波除)の工事、さらに図面の(F)の場所の物揚場(-3.5m)と、図面の(G)の場所の岸壁(-5.0m)の改良工事を予定しております。</p> <p>以上、羽幌港の国直轄港湾整備についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
江野職務 代理者	<p>ただいま、事務局より説明を頂きましたが、質問はございますか。</p>
蝦名委員	<p>審議の前に、今回出席の委員は3名だが、審議会の規程等について確認させていただきたい。</p>
事務局	<p>審議会の委員は現在10名で、基本的には半数以上の委員の出席で成立することになっています。当初ご案内していた日程(7月2日)において、半数以上の委員の出席が見込めなかったため、再度、会議の開催</p>

	<p>案内をさせていただきます。</p> <p>港湾審議会の条例では、再度の会議招集をしても半数に達しないときは、この限りではないとされていることから、本日3名の委員の出席ではありますが、会議は成立しております。</p> <p>しかし、本来であれば、再度、日程調整をして開催したいところではありましたが、調整していくと、ずれ込んで8月以降になってしまうことと、審議の内容についても、整備内容の現状と今後の予定の報告が主であったため、大変申し訳なかったのですが本日開催させていただくこととしましたのでご理解願います。</p>
蝦名委員	<p>平成31年度以降の予定について、当初の計画通り工事を進めるということによろしいでしょうか。</p>
留萌開発建設部築港課	<p>今後の予算要求の流れにはなっていくが、その中で優先順位をつけながら、毎年要求していきたいと思っています。</p> <p>現時点での羽幌町からの優先度としては、防波堤（波除）による港内の静穏度対策という所が一番で、平成30年度もそこを中心に進めており、その次の順位としては、物揚場（-3.5m）の改良に進みたいということ聞いています。</p>
駒井町長	<p>災害等、早急に対応が必要なことが発生すれば変わるかもしれませんが、それ以外については、これまで審議してきた内容で継続して進めていくという考えで変わりませんのでご理解願います。</p>
江野職務代理者	<p>決まっている順番としては、【内港防波堤（C）】の後は【物揚場-3.5m（F）】ということによろしいでしょうか。</p>
留萌開発建設部築港課	<p>その通りです。</p> <p>防波堤（波除）は【内港防波堤（C）】が完成した時点で現地の調査等を行い、【西防波堤（E）】の施行については、それからの判断になります。</p>
留萌港湾事務所	<p>今年と来年で、港内に波浪計を入れて、その効果を検証したいと考えていますので、設置する時には地元関係者の協力をお願いします。</p> <p>今年についてはすでに決定しており、来年は未定ですが、効果を検証するうえでは必要であると考えています。</p>
蝦名委員	<p>【内港防波堤（C）】の20mが完成して、どれくらい静穏度が保てるのかというところで、保てないようであれば、漁業者と協議をして【西防波堤（E）】の部分を検討するという流れになっていると思います。</p> <p>沿海フェリーの船長の話だと、【内港防波堤（C）】の完成後【西防波堤（E）】ということになれば、航路がS字になってしまうので、それなら【内港防波堤（C）】の再延長というのもあったほうが良いという</p>

	意見もありました。そういう意見があれば、それも再検討の材料になるのでしょうか。
駒井町長	現状では、前に皆さんとお話した中では【内港防波堤（C）】が完成して、それでも静穏度が保てないようであれば、【西防波堤（E）】に向かうという話に、沿海フェリー・漁協とも話して終わっています。
蝦名委員	【西防波堤（E）】については、あくまで検討のうちで、漁業者の理解は得られないということで、この審議会の中でも漁協から意見を出しているはずです。 とりあえず【西防波堤（E）】を仮置きしておかないと計画自体が進まないということで理解しているつもりです。
駒井町長	そうです。
江野職務 代理者	【内港防波堤（C）】の部分が20m以上伸ばしにくいということで【西防波堤（E）】の延伸という話になっていたと思います。
蝦名委員	この防波堤（波除）の延伸については、漁協側からすると【西防波堤（E）】は納得できないが、もし【内港防波堤（C）】が再検討出来るのであれば、航路に直接的な影響がないので、それで検討してもらえば良いと考えていました。
江野職務 代理者	【西防波堤（E）】を延ばすのは非常に難しいという雰囲気は全体としてあると思います。
駒井町長	いずれにしても、前回から協議している内容で進めて、先程、港湾事務所からも話がありましたが、今年、波浪計を設置してみて、その中でまた、話をさせてもらうということになっていますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。
蝦名委員	確認ですが、写真の【防波堤第2中央岸壁（B）】の手前側にはフックが付いているが、先の方には付く予定はないのでしょうか。
留萌港湾 事務所	工事はこれで完了していますので、手前側に付いているフックはおそらく工事の時に船を仮留めするのに使ったものではないかと思います。
江野職務 代理者	この場所【防波堤第2中央岸壁（B）】は、渡りにくくなっていますが、時々行く人もいるので立入禁止の看板などが必要ではないでしょうか。
留萌港湾 事務所	この場所【防波堤第2中央岸壁（B）】は外郭施設であり、人が立ち入る場所ではないので、立入禁止の看板等は設置した方が良いでしょう。
江野職務 代理者	立入禁止と表示出来る場所と出来ない場所はあるのでしょうか。
留萌開発	基本的に、岸壁は人が歩く場所ですが、外郭施設と言われる防波堤等

建設部築 港課	は安全施設ではないので、基本的には一般の方は入らないことになっています。
留萌港湾 事務所	仮にそこで事故があっても、管理者として責任を負う義務はないですが、立入禁止看板がないために事故が発生したということにもなるので設置した方が良いでしょう。
留萌海上 保安部	港湾管理者の管理の範囲内で出来る話なので、必要であれば設置した方が良いでしょう。 最近、増毛港の防波堤で釣り人が事故で亡くなっているの、立入禁止の看板を設置したと聞いています。
事務局	早急に立入禁止等の看板を設置します。
江野職務 代理者	他に質問等ございませんか。 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。